平成30年12月22日 浅川清流環境組合

組合が定める公害防止基準と運営業務受託者が定める運転管理上の自主基準

1. 組合が定める公害防止基準

表1 排ガス基準

項目	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物	硫黄酸化物	ダイオキシン類	水銀
	$g/m^3 N$	mqq	ppm	ppm	$ngTEQ/m^3 N$	$mg/m^3 N$
基準値	0.005	10	20	10	0.01	0.05
	以下	以下	以下	以下	以下	以下

※基準値は乾きガス酸素濃度 12%換算値

%法改正により水銀の単位は mg/m^3N から $\mu g/m^3N$ となった。(例:0.05 mg/m^3N \Rightarrow 50 $\mu g/m^3N$)

表2 下水排除基準

表2 -	下水排除基準		
項目	基準		
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/ ℓ 以下		
シアン化合物	1 mg/ℓ以下		
有機鱗化合物	1 mg/ℓ以下		
鉛及びその化合物	0.1 mg/ Ø 以下		
六価クロム化合物	0.5 mg/ ℓ 以下		
砒素及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下		
水銀、アルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005 mg/ ℓ 以下		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/ ℓ 以下		
トリクロロエチレン	0.1 mg/ Ø 以下		
テトラクロロエチレン	0.1 mg/ l 以下		
ジクロロメタン	0.2 mg/ l 以下		
四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下		
1.2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下		
1.1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下		
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ l 以下		
1.1.1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下		
1.1.2-トリクロロエタン	0.06 mg/ ℓ 以下		
1.3-ジクロロプロペン	0.02 mg/ ℓ 以下		
チウラム	0.06mg/ℓ以下		
シマジン	0.03mg/ℓ以下		
チオベンカルブ	0.2 mg/ l 以下		
ベンゼン	0.1mg/ ℓ 以下		
セレン及びその化合物	0.1 mg/ℓ以下		

ほう素及びその化合物	10 mg/ℓ以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/ℓ以下
1.4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下
クロム及びその化合物	2 mg/ℓ以下
銅及びその化合物	3 mg/ ℓ 以下
亜鉛及びその化合物	2 mg/ ℓ 以下
フェノール類	5 mg/ℓ以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/ ℓ 以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/ℓ以下
浮遊物質量 ※	600 mg/ℓ 未満
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類) ※	5 mg/ ℓ 以下
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油脂類) ※	30 mg/ ℓ 以下
窒素含有量 ※	120 mg/ℓ 未満
燃含有量 ※	16 mg/ℓ 未満
沃素消費量	220 mg/ℓ 未満
水素イオン濃度(PH)	5 を超え 9 未満
温度	45 ℃未満
生物化学的酸素要求量(BOD) ※	600 mg/ℓ 未満
ダイオキシン類	10 pg-TEQ/ℓ以下

※平均排水量 50 m²/日未満の場合は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂類)、窒素含有量、燐含有量の基準は適用外。

表 3 騒音基準

区域の区分		時間の区分					
		朝	昼	タ	夜		
区分	該当地域	午前 6 時から	午前 8 時から	午後7時から	午後 11 時から		
		午前8時まで	午後7時まで	午後 11 時まで	午前6時まで		
第2種区域	第 1 特別地域	45dB以下 50dB以下		45dB以下	45dB以下		
		朝	昼	9	夜		
区分	該当地域	午前6時から	午前8時から	午後8時から	午後 11 時から		
		午前8時まで	午前8時まで 午後8時まで		午前6時まで		
第3種区域	準工業地域 (南東側を除く)	55dB 以下	60dB 以下	55dB 以下	50dB 以下		

※敷地境界での基準

※第1特別地域は、準工業地域であって、第1種低層住居専用地域と接している敷地東側周囲30メートル以内の範囲。

表4 振動基準

区域の区分		時間の区分			
		昼	夜		
区分	該当地域	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで		
第2種区域	準工業地域	65 dB 以下	60 dB 以下		

表5 悪臭基準

		煙突等気体排出口					
		排出口の実高さが 15m 未満			排出口の実高さが 15m 以上		
	敷地	排出口の口径	排出口の口径	排出口の口径	排出口の実高さが	排出口の実高さが	++++11=4
区分	境界	が 0.6m 未満	が 0.6m 以上	が 0.9m 以上	周辺最大建物高さ	周辺最大建物高さ	排出水
			0.9m 未満		の 2.5 倍未満	の 2.5 倍以上	
笠 0 琵	臭気	臭気指数	臭気指数	臭気指数	qt=436×H ₀ ²	qt=566/Fmax	臭気
第2種	指数	33	27	24			指数
区域	12						28

※qt:排出ガスの臭気排出強度(単位m²N/min)をいい、次の式で表される。

q t = (臭気濃度)×(乾き排出ガス量)

Ho:排出口の実高さ(単位m)

Fmax:単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位 s/m²N)

2. 運営業務受託者が定める運転管理上の自主基準

表6 排ガスの各種基準

項目	ばいじん	塩化水素	窒素酸化物	硫黄酸化物	ダイオキシン類	水銀
块日	g/m³N	ppm	ppm	ppm	ngTEQ/m³N	mg/m³N
国の基準値	0.04 以下	430 以下	250 以下	1,590 以下	0.1 以下	設定なし
公害防止基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	0.05 以下
運転管理値	-	6以下	10 以下	6以下	-	-

※法改正により水銀の単位は mg/m^3N から $\mu g/m^3N$ となった。 (例: $0.05mg/m^3N$ \Rightarrow $50 \mu g/m^3N$)